

(趣旨)

第1条 この規則は、北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成14年北谷町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める期間は、14日間とする。ただし、これにより難い場合は、町長が別に定める期間とすることができる。

(廃棄物の認定)

第4条 条例第7条第1項の規定による認定は、別表の放置自動車廃棄物認定基準表に掲げる事項を総合的に勘案して判断するものとする。

(放置自動車廃棄物認定の告示)

第5条 条例第7条第2項の規定による規則で定める事項についての告示は、放置自動車廃棄物認定告示書(第1号様式)により行うものとする。

(調査依頼)

第6条 条例第9条の規定による土地所有者等からの調査の依頼は、放置自動車調査依頼書(第2号様式)により行うものとする。

2 前項による調査を実施したときは、放置自動車状況調査書(第3号様式)を作成し、放置自動車に関する事項を記録するために放置自動車処理記録台帳(第4号様式)を備えるものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第10条第3項の身分を示す証明書は、第5号様式のとおりとする。

(撤去勧告及び命令)

第8条 町長は、条例第10条の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車であると判明したときは、当該放置自動車に警告書(第6号様式)を貼り付け、期限を定めて撤去するよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた当該放置自動車の所有者等が、当該放置自動車を撤去しないときの当該所有者等に対する条例第11条の規定による撤去命令は、撤去命令書(第7号様式)により行うものとする。

(放置自動車の処分等の公告)

第9条 条例第12条第1号に規定する期間は、60日間とし、同条第2号に該当するときの規則で定める事項についての公告は、第8号様式により行うものとする。

(費用の請求)

第10条 条例第12条の規定により放置自動車を撤去した場合の費用の請求は、放置自動車処理費用請求書(第9号様式)により行うものとする。

(審査請求)

第11条 本規則に定める処分について不服があるときは、公告の日又は警告書等を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、町長に対して審査請求をすることができる。

(補足)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

放置自動車廃棄物認定基準表

次の1から3のいずれかに該当する放置自動車については、廃棄物として認定することができる。

	認定基準	認定要素
1	土地所有者等以外の者が放置した自動車等であり、登録番号などが確認できず、不	管理・使用の形跡がなく、次のいずれかに該当 □ナンバープレートがはずされている。

	法投棄と確認される場合	☐ 車体番号が消されている。
2	主要機能が失われ自動車として本来の用に供することができず、現場の状況からして、不法投棄と確認される場合	次の(1)及び(2)において、それぞれ一つ以上該当 (1) 主要機能の状況 ☐エンジンルーム内の機器が著しく損傷又は紛失している。 ☐走行装置(タイヤ周り)が損傷又は紛失している。 ☐操縦装置(ハンドル周り)が損傷又は紛失している。 ☐乗車装置(シート周り)又は積載装置(荷台)が損傷又は紛失している。 ☐車体の損傷が著しい。 (2) 現場の状況 ☐通常、車を置くべきところでない場所に放置されている。 ☐車の中又は周囲にごみが散乱し、ごみ捨て場と化している。 ☐管理・使用の形跡がない。
3	附属機能が失われ、かつ、現場の状況から見て自動車として本来の用に供することができず、不法投棄と確認される場合	次の(1)において二つ以上及び(2)において一つ以上該当 (1) 附属機能の状況 ☐ガラスが損傷している。 ☐照明装置等(ヘッドランプ、ブレーキランプ、テールランプ)が損傷している。 ☐エンジンルーム内の機器が損傷している。 ☐室内が損傷している。 ☐車体が損傷している。 (2) 現場の状況 ☐通常、車を置くべきところでない場所に長期間放置されている。 ☐車の中又は周囲にごみが散乱し、ごみ捨て場と化している。 ☐長期間にわたり、管理・使用の形跡がない。

第1号様式(第5条関係)

北谷町告示第 号

放置自動車廃棄物認定告示書

自 動 車 の 種 別			自 動 車 の 形 状 及 び 色	
車 名			自 動 車 登 録 番 号	
所 有 者 等	住 所			
	氏 名			
放 置 場 所				
放置自動車廃棄物認定年月日	年 月 日			

上記のとおり認定したので、北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第7条第2項の規定により告示する。

年 月 日

北谷町長

印

北谷町告示第 号

自動車の種類別		自動車の形状及び色	
車名		自動車登録番号	
所有者等	住所		
	氏名		
放置場所			
放置自動車廃棄物認定年月日	年 月 日		

年 月 日

印

第2号様式(第6条関係)

放置自動車調査依頼書

年 月 日

北谷町長 様

依頼者
住 所 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり放置自動車と見受けられる自動車等があり、管理上支障となっておりますので、当該放置自動車の所有者等の調査をお願いします。

記

- 1 発見年月日 年 月 日
- 2 放置場所 北谷町
(別添位置図のとおり)

3 放置自動車の形態等

メーカー名及び車名	
種 別	
塗 色	
登 録 又 は 車 体 番 号	
そ の 他	

第3号様式(第6条関係)

放置自動車状況調査書

整 理 番 号		第 号							
発 見 ・ 通 報 年 月 日		年 月 日		通 報 者		住 所			
通 報 内 容						氏 名			
						電 話 番 号			
調 査 年 月 日		年 月 日		調 査 担 当 者					
放 置 場 所	所 在	北谷町							
	土 地 所 有 者 等								
	区 分	町道()公園()その他公共施設() 私道()その他()							
放 置 自 動 車 の 形 態 等		メーカ－名				登 録 番 号			
		車 名				車 体 番 号			
		種 別				車 検 期 限			
		塗 色				そ の 他			
走行に必要な主な機能の状況					附 属 機 能 の 状 況				
装 置	無	破 損	腐 食	不 明 等	附 属 機 能	大 破 (無)	中 破	小 破	
エ ン ジ ン					車 体				
トランスミッション					塗 装 の 状 態				
ラ ジ エ タ ー					パ ン パ ー (前 後)				
ハ ン ド ル 等					サ イ ド ミ ラ ー				
座 席					エ ン ジ ン ル ー ム				
タ イ ヤ					ガ ラ ス (前 後)				
放置されている状況					サ イ ド ガ ラ ス				
汚 れ ・ 埃 の 状 態					照 明 灯 (前 後)				
捨 て ご む の 状 態					計 器 類				
管 理 使 用 の 形 態					室 内 の 状 況				
条 例 の 適 用	☐ 適用可 ☐ 適用不可				写 真 撮 影				
備 考									

第4号様式(第6条関係)

放置自動車処理記録台帳

整 理 番 号		第 号				
発見・通報年月日		年 月 日		通 報 者	住 所	
通 報 内 容					氏 名	
					電話番号	
調 査 年 月 日		年 月 日		調査担当者		
放 置 場 所	所 在	北谷町				
	土地所有者等					
	区 分	町道()公園()その他公共施設() 私道()その他()				
放 置 自 動 車 の 形 態 等	メ ー カ ー 名			登 録 番 号		
	車 名			車 体 番 号		
	種 別			車 検 期 限		
	塗 色			そ の 他		
警 告 書	張 付 日	年 月 日				
照 会	照 会 日	年 月 日	回 答 日	年 月 日		
	照 会 先					
	回 答 内 容 等					
所 有 者 等 判 明 の 場 合	住 所					
	氏 名		電 話			
	処 理 状 況	☐ 自主撤去(年 月 日) ☐ 勸告(年 月 日)				
		☐ 撤去命令(年 月 日 期限 年 月 日)				
☐ 費用請求(年 月 日 期限 年 月 日)						
所 有 者 等 が 判 明 で き な い 場 合	認定基準審査日	年 月 日	廃棄物告示日	年 月 日		
	廃棄物認定日	年 月 日	処分等の日	年 月 日		
	撤去の公告日	年 月 日				
備 考						

第5号様式(第7条関係)

(表)

契印

第号

写契印

真

北谷町放置自動車調査員証

北谷町部課

職氏名

年月日発行

北谷町長印

6cm

(裏)

1 本証は、北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第10条第3項の規定による身分証明書である。

2 本証は、関係者の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 放置自動車調査員でなくなったときは直ちに返還しなければならない。

9cm

第6号様式(第8条関係)

警 告 書

この自動車等の所有者は、 年 月 日までに、この自動車等を撤去するよう
警告します。

もし、期限までに撤去しない場合は、北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成14年北谷町条例第 号)に基づき、町において処分することになります。この場合、所有者等に対し、処分等に要した費用を請求します。

年 月 日

北谷町長

印

第7号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名 様
(名称又は代表者名)

北谷町長 印

撤 去 命 令 書

北谷町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成14年北谷町条例第号)第11条の規定により、下記撤去期限までに撤去するよう命じます。
なお、この命令に従わないでそのまま放置すると、同条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等により、処罰されることがあります。

記

- 1 撤去期限 年 月 日(曜日)午後5時まで
- 2 放置自動車の形態等

調査年月日	年 月 日		
放 置 場 所			
メーカー名		車 名	
種 別 等		塗 色	
登 録 番 号		車 体 番 号	

第9号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)
氏 名 様
(名称又は代表者名)

北谷町長 印

放置自動車処理費用請求書

行政代執行法(昭和23年法律第43号)第2条の規定により、下記のとおり放置自動車の処理(撤去及び処分)に要した費用を請求します。

なお、期限までに納入しないときは、国税滞納処分の例により徴収することになりますので、その旨申し添えます。

記

1 請求金額	円			
2 請求内訳				
3 納入期限	年 月 日			
4 放置場所	北谷町			
放置自動車 の形態等	メーカー名		車 名	
	種 別 等		塗 色	
	登 録 番 号		車体番号	